

いじめ防止基本方針

北海道砂川高等学校

も く じ

I	総 則	・ ・ ・ 1
1	目 的	
2	いじめの定義	
3	基本理念	
4	いじめの禁止	
5	関係者の責務と役割	
II	いじめ防止基本方針等	・ ・ ・ 2
1	学校いじめ防止基本方針	
III	基本的施策	・ ・ ・ 2
1	学校におけるいじめの未然防止	
2	いじめ早期発見のための措置	
3	いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	
4	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
5	点検・評価の実施及び不断の見直し	
IV	いじめの早期発見や発生時の対応	・ ・ ・ 4
1	いじめに対する早期対応措置	
2	校長及び教員による懲戒	
V	重大事態への対処	・ ・ ・ 5
1	学校による対処	
2	設置者への報告	
VI	全体計画	・ ・ ・ 6
1	いじめ防止教育の全体計画	
2	いじめ防止教育の年間計画	
VII	組織的対応	・ ・ ・ 8
1	学校全体の取組	

I 総則

1 目的

この「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）及び、道の「北海道いじめの防止等に関する条例」（平成26年3月28日北海道条例第8号）「北海道いじめ防止基本方針」（平成26年8月6日決定、平成30年2月改定）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進する。その上で、生徒一人ひとりの尊厳を守るとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義

いじめとは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているものである。

3 基本理念

（1）いじめの理解

- ① 生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。
- ② 多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応することが必要である。
- ③ 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも大切である。（ただし、この場合もいじめ防止対策委員会で情報共有し、対応することが必要。）
- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている必要があるが、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。なお、いじめの解消の見極めは、いじめ防止対策委員会を活用しスクールカウンセラー（以下SCと略す）などを含めた集団で判断することが大切である。
 - ・ いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。
 - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

（2）いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

- ① いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ③ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。また、「観衆」の存在や周辺で暗黙の了解を与えているなど「傍観者」になってはならない。この事を適宜、生徒に働きかけ共通認識を醸成する。意識の変化については定期的に行う「いじめアンケート」の「いじめへの認識」に係る数値比較によって検証する。

5 関係者の責務と役割

（1）学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

- ① いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。
- ② 加害生徒にいじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持を醸成させる。
- ③ 教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識し、生徒一人ひとりについての理解を深め、生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行う。

(2) 保護者の責務

- ① その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持を伝え、安心させると共に、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努め、学校その他の関係機関と緊密に連携を図るなどして、適切にいじめから保護する。
- ② 子の教育について第一義的責任を有し、その言動がその保護する生徒に大きな影響力を持つことを認識しつつ、当該生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識等を養うよう努める。
- ③ 学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④ 上記の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(3) 地域の役割

- ① 地域において生徒と触れあう機会を大切にし、地域ぐるみで生徒を見守り、地域が連携協力して生徒が健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校、関係機関等に通報その他の適切な措置をとるなどして、学校等が行ういじめの対応に協力するよう努める。

II いじめ防止基本方針等

1 学校いじめ防止基本方針

- (1) 学校は、その学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- (2) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、S C等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）を置く。
- (3) 学校は、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針を定期的に点検及び評価し、必要に応じて見直す。
- (4) 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、保護者や地域住民の理解と協力を得るため、遅滞なく公表する。

III 基本的施策

1 学校におけるいじめの未然防止

- (1) 学校は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。
 - ① 各担任より、生徒に対して「いじめの定義」（総則の2）を説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知する。資料配付やロールプレイ等体験的に認識できる共通資料を、いじめ防止対策委員会にて作成し、ホームルーム間での指導に差が生じないようにする。
 - ② 相手を知り自分を知ってもらう、コミュニケーションプログラムを通して相手を思いやる気持ちを醸成する。取組の主な場面としては入学直後の宿泊研修を当てるが、その後も状況に応じて、学級経営の一端として実施する。実施した際は、リフレクションシートを書かせるなど主体的に学んだことを確認させる。
 - ③ 学力に対する自信のなさや不安に伴うひやかしからかいなどを防ぐためにも、公開授業や教科研修などにより「わかる授業」の徹底を図る。
 - ④ 年度当初より、授業中の規律（ベル着や姿勢等）について徹底する。また、教師の不用意な発言からもいじめが発生することを理解し、教師は日頃の自身の言動にも注意する。
 - ⑤ 「遠隔地から入学した生徒（下宿生等）」や、「発達障がいを含む障がいのある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒」、「L G B T等自分の性別に違和感を持つ生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒について当該生徒の特性を踏まえサポート委員会等と連携した適切な支援を行う。
 - ⑥ いじめ防止教育の全体計画に基づき、全ての教育活動において、「人として」の心遣いや優しさを指導する。その主な場面は授業であり、対話的な授業の中でも相互理解や思いやりの指導を行う。
 - ⑦ いじめ防止教育の年間計画に基づき、計画的に人間教育を行うとともに、いじめ防止対策委員会を定期的に開催し情報交換等を実施する。
- (2) 学校は、いじめを防止するため、生徒の保護者、地域、住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
 - ① 地域との連携（次世代育成交流会等の行事への参加）により、先輩世代からのアドバイスを聞き、後輩世代へ伝えることによる人としての交流を推進する。
 - ② 保護者にも学校行事への積極的な参加を求め、生徒たちの姿を見て、叱咤激励をしていただくことで学校と保護者及び生徒の一体感を感じさせる。
 - ③ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援する。（「ありがとうポスト」他）

- (3) 学校は、保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ① 学校及び教職員は、日常的に様々な手段（ＨＲ便り・年次便り・学校便り等）を通して、地域や保護者に学校の現状やいじめ防止対策について周知する必要がある。
 - ② 北海道教育委員会と連携して、いじめの対応に係る「チェックリスト」を作成し、いじめの防止の啓発や初期対応を適切に講じるために活用する。
- 2 いじめ早期発見のための措置
- (1) 学校は、いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、アンケートの使用及び生徒への面談等による定期的な調査、その他の必要な措置を講ずる。
- ① 担任及び教科担任は、生徒の些細な変化に気になることがあった場合、５Ｗ１Ｈ（いつ、誰が・誰と、どこで、何を、どうした）をメモし、職員が共有できるようにする。
 - ② 担任は、年次及び養護教諭に相談するとともに、生徒の変化を記録し、保護者の協力を得、家庭内の様子を含めて連絡を密にする。
 - ③ 生徒との雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - ④ 定期的なアンケートの実施や面接を実施し、気になる場合は、直ちに面接を実施するなど、スピードをもって対応する。
 - ⑤ いじめを含む人間関係に起因するトラブルは、自分ひとりや当該の生徒同士では解決が難しくなる場合があることも含め、生徒自らが客観性を持つ周囲に援助を求めることの重要性を、ホームルームや、授業におけるグループワークの冒頭指示や振り返りの場面も活用して、日頃から働きかける。
- (2) 学校は、外部機関と連携を図りながら、いじめに係る相談体制を整備する。
- ① 必要に応じて、警察、病院、支援センター等と協力しながら進める。
- (3) 学校は、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた生徒の権利等が擁護されるよう配慮し、被害生徒を徹底的に守りとおす。
- ① 校内に「いじめ防止対策委員会」（校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部健康相談担当、各年次主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭他）を組織し、必要に応じて外部機関との連携を図る。
 - ② 教育相談週間を定期的実施するとともに、いつでも相談できる環境づくりを整備する。
- 3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- (1) 学校は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、ＳＣ等の専門的知識を有する者の招聘を行う。
- ① 関係機関及びＳＣ等の専門家等を講師とした校内研修会を実施する。
- (2) 学校は、教職員に対し、研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ① 校内研修に位置づけ、いじめ防止についての研修会を実施する。
- 4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- (1) 学校は、生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し、啓発活動を行う。
- ① 生徒にインターネットに関して、専門家による外部講演会を実施する。また、必要な情報等について、あらゆる方法を用いて地域や保護者に周知する。
 - ② フィルタリングの対応や、家庭における携帯電話等の使用ルールづくりについても理解と協力を得て推進し、学校においても把握する。
- (2) 学校は、生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するために、インターネットパトロールを通じて適切に対応する。
- ① セキュリティーを解除したＰＣによりネット上を定期的に巡回するとともに、~~個人~~スマートフォンを活用した巡回を実施する。
 - ② 不適切な書き込みがあった場合は、内容を記録し、書き込んだ本人が特定される場合は、直ちに削除させる。
 - ③ ②により削除出来ない場合は、「掲示板の管理人に削除依頼 → 掲示板のプロバイダに依頼 → 警察・法務局（人権擁護委員）へ依頼する。
- 5 点検・評価の実施及び不断の見直し
- (1) 学校は、いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行う。
- ① 中間及び年度末反省により、評価・反省をおこない、次年度に向けての改善を図る。
 - ② いじめ防止対策委員会での協議・検証・提言を踏まえ年度内でも取組の推進及び改善に努める。

IV いじめの早期発見や発生時の対応

1 いじめに対する早期対応措置

- (1) 生徒からいじめに係る相談を受けた者は、いじめの事実があると思われるときは、生徒指導部を経由していじめ防止対策委員会（委員長＝教頭）へ速やかに報告する。また、柔軟に生徒からの相談を受けられるように目安箱のような対話相談を苦手とする生徒からの相談を受ける方法を検討し、実施する。
- (2) 担任は、いじめの通報を受けたときまたは生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに生徒指導部を経由していじめ防止対策委員会（委員長＝教頭）へ状況を伝える。教頭は校長へ報告し、いじめ防止対策委員会の開催を判断して速やかに事実確認を行い適切な措置を講ずる。
 - ① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ② 情報源の生徒たちを徹底して守るため、休み時間や放課後においても目の届く体制を整備する。
 - ③ これまでの調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。
 - ④ 得られたアンケートは、児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置が必要である。
- (3) 担任は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、場合によってはＳＣ等の協力を得ながら継続的に対応すること。
 - ① いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する適切な情報提供及び支援を行う。
 - ② いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- (4) 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ① 状況に応じて、別室登校をさせる。
- (5) 担任は、いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、年次団や管理職と連携の上、学校としての当事者意識を持ちながら、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
 - ① 両方の保護者ともに情報の共有を行い、保護者を含めて解決を図る。
- (6) 学校は、いじめは犯罪行為であるが、その内容が被害生徒の生命身体財産の保護において学校だけでは十分に対応できないと認めるときは警察と連携して対処し、また、生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 学校は、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を設置者である北海道教育委員会へ報告する。

2 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、いじめを行った生徒に対して懲戒を加える。ただし、校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるにあたっては、生徒等の心身の発達に応じる等、教育上必要な配慮をしなければならない。

- (1) 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- (2) 被害者の心情も鑑み、加害側の生徒において部活動の大会等への参加を制限する場合もある。これについては、状況を整理した上で職員会議に諮り、校長の決裁によって行う。

V 重大事態への対処

1 学校による対処

(1) 学校は、次に掲げる重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織で話し合い、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が一定の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったとき。

(2) 学校は、(1)の調査を行うに当たっては、細心の注意を払うとともに、問題が深刻な場合は、第三者の参画を得る。

- ① 被害生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら行うこと。
- ② 状況に応じて外部の関係組織との連携を図る。

(3) 学校は、当該生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切かつ迅速に提供する。

- ① 嘘偽りなく事実について提供する。

(4) 情報の混乱を避けるため、外部との窓口を教頭一本とする。

- ① 教頭は、校長と連絡を密にし、情報について整理する。
- ② 教職員においては、誤解を招くような言動は慎む。

(5) 不幸にして生命に関わる重大な事故が起きた場合は、他の人々に及ぼす心理的影響を可能な限り少なくするための事後対応を行うこととする。

- ① 遺族については、サポートの必要性を注意深く見守る。
- ② 生徒一人ひとりの状態を把握し、必要に応じてＳＣを要請する。
- ③ 全校集会及び保護者説明会を開き、個人情報に配慮しながら事実経過と再発防止に向けて周知する。

2 設置者への報告

(1) 学校は、重大事態が発生した場合には、北海道教育委員会へ報告する。

(2) (1)の報告を行う際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当該生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を北海道教育委員会に提出する。

VI 全体計画

1 いじめ防止教育の全体計画

全体計画については、学校の教育活動全般を通して、いじめについての指導がなされなければならない。そのため、学校全体でいじめの問題に取り組むことが大切である。

いじめ防止教育の全体計画



2 いじめ防止教育の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

	4 月	5 月	6 月	7 月
会議等	○いじめ防止対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画 ・保護者向け啓発	 事案発生時・緊急対応会議開催 ○いじめ防止対策委員会	○学校評議員会 ・指導方針確認 ・指導計画 ○生徒理解会議	○いじめ防止対策委員会
防止対策	○携帯マナー教室 ○教育相談週間	○教育相談週間 ○命の大切さを育む教育 ○砂川市あいさつ運動	○いじめ調査	

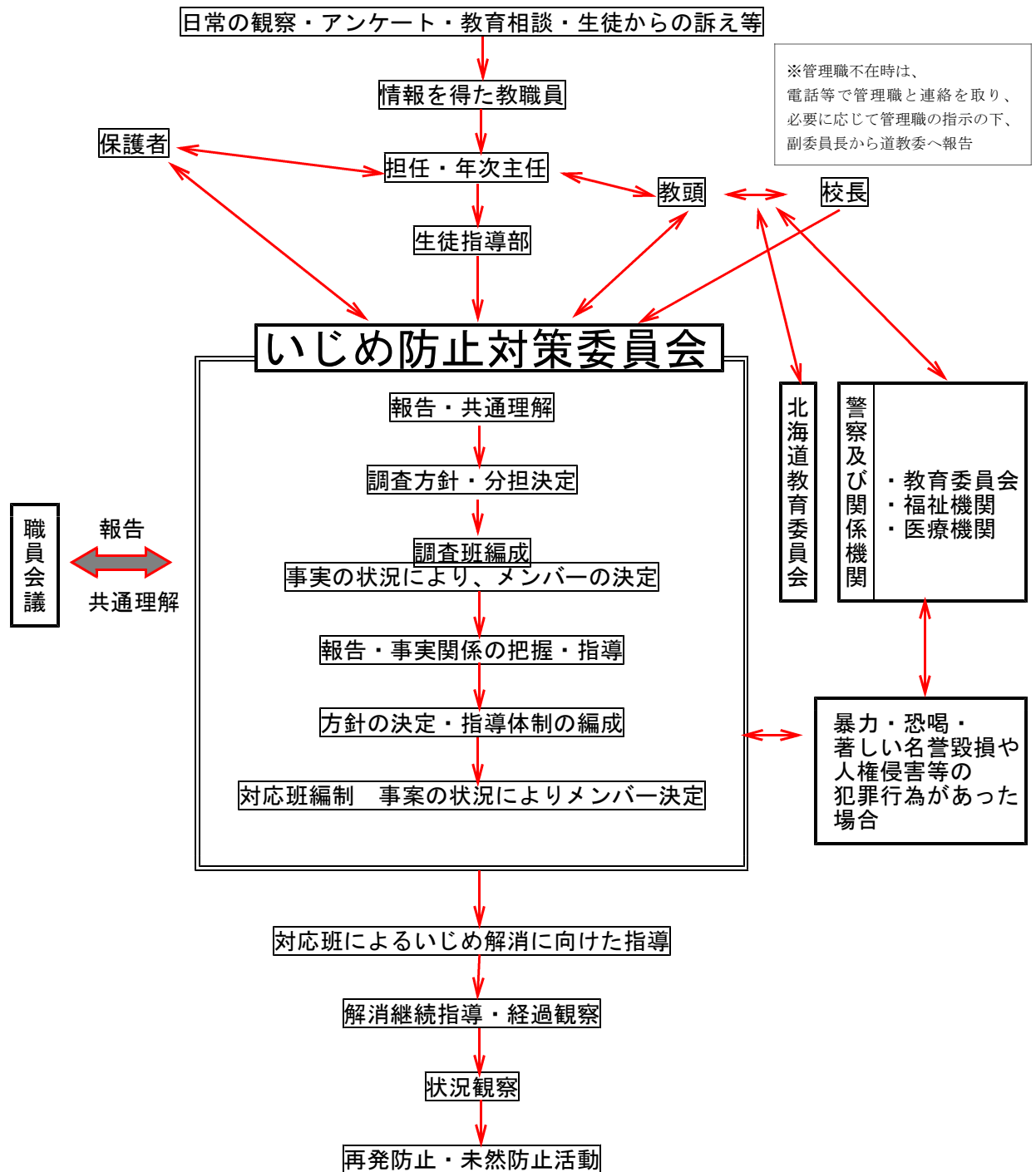
	8 月	9 月	10 月	11 月
会議等	○いじめ防止対策委員会	 事案発生時・緊急対応会議開催 ○いじめ防止対策委員会 ・中間報告 ・指導経過	○中間反省会議 ・各年次報告 ○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会
防止対策		○教育相談週間 ○地域清掃 ○いじめ調査	○砂川市あいさつ運動	○教育相談週間 ○いじめ調査

	12 月	1 月	2 月	3 月
会議等	○いじめ防止対策委員会	 事案発生時・緊急対応会議開催 ○いじめ防止対策委員会	○年度末反省会議 ・各年次報告 ○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告
防止対策		○教育相談週間 ○いじめ調査	○除雪奉仕	○新入生事前指導

VII 組織的対応

1 学校全体の取組

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、年次及び学校全体で対応することが大切である。



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、いじめが深刻な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し慎重に対応する。

